

令和2年6月1日

保護者の皆様へ

大阪市立野田中学校
校長 鈴木 慶彦

台風等非常災害時等の措置について(お知らせ)

向暑の候、保護者の皆様にはますますご健勝のことと存じます。

平素は本校の教育活動につきまして、ご協力とご支援をいただきましてありがとうございます。さて、表題の件につきまして、台風、地震や特別警報などが発令されるような非常災害につきまして、下記の通りに取り扱いますので、ご理解のうえ、子どもたちの安全確保にご協力くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

記

午前7時の時点、及び午前7時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、
臨時休業措置とします。

- ア 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。
- イ 幼稚園、小学校及び中学校にあっては、所在する区のいずれかの地域において河川氾濫の警戒レベル3（高齢者等は避難）、警戒レベル4（全員避難）の発令があった場合。
- ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。
- エ 「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。

※ 生徒が登校している場合や始業時刻後に上記の態様及び規模の災害等が発生した場合は、生徒の自宅周辺や通学路の安全と、保護者等の在宅を確認したうえで、下校時の注意事項を指導し下校させます。ただし、校区内に「避難勧告」「避難指示（緊急）」の発令がなされた場合、校内にて生徒の安全確保に努め、待機・避難させます。

※登下校中に災害等が発生した場合、その状況に応じ、自宅、学校、その他近くの安全な場所等に避難することやどのような行動をとることが安全確保につながるか等、事前に共通理解を図っておいてください。

※その際、テレビやラジオのNHKニュースにご注意ください。

※休日（土曜・日曜・祝日）の部活動や試合についても、同様といたしますのでご注意ください。

※この取り扱いは令和3年3月31日まで有効ですので、保存しておいてください。

警報が発令されている場合は、ご家庭におかれましても、お子さまの安全確保に十分ご留意ください。